

社会的養護自立支援拠点事業について

1 目的

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者の生活状況が安定するまでの間、必要な支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする。

2 対象者

(1) 本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者であって、京都市長が支援を行うことが必要と判断した者とする。

- ①乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
- ②母子生活支援施設における保護を受けていた者
- ③児童自立生活援助の実施を解除された者
- ④児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
- ⑤法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
- ⑥虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所（以下「事業所」という。）において支援が必要と認める者

(2) 3(1)から(4)までに掲げる事業については、次のいずれかに該当する者であって、京都市長が支援を行うことが必要と判断した者も対象とする。

- ①児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所措置されている者
- ②母子生活支援施設における保護を受けている者
- ③児童自立生活援助の実施をされている者

3 業務の詳細

指定管理者は次に掲げる事業を行うものとする。

ただし、(7)(8)(9)については、本市予算状況に応じて、本市と指定管理者で協議のうえ、事業の追加を行うものとする。

また、その他の事業内容についても、変更を行う可能性があり、変更する際には、本市と指定管理者で協議を行うものとする。

(1) 相互交流の場の提供

交流会を実施するために必要な設備や備品を有する十分な広さの会場施設を確保し、同じ境遇にある者同士が集まり、情報共有、意見交換自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援を行うことで知識を豊かにし、コミュニケーション能力を養い、社会的自立を促すことを目的として交流会を定期的（月1回、各回2時間程度）に実施する。

(2) 支援計画の策定

以下の策定対象者に対して、本人の現在の心身や生活状況、就学、就労状況等、必要な情報を収集してアセスメントを行い、自立に向けて課題となっている点や、課題解決のための支援方針、必要となる具体的な支援内容や方法、家族や親族、その他関係者等からの協力が得られる見込みがあるかどうか等を記載する支援計画を策定する。

【支援計画策定対象者】

・相談支援や生活支援を受ける対象者のうち、相談内容に応じて支援計画の策定が必要と認められるもの

(3) 相談支援に関すること

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業や就労等に関する悩み、メンタルヘルスや医療面に関する相談などを受け、必要に応じて、情報の提供やサポートの実施、他機関等との連携による支援等を行う。

相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続等の同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行う。

また、対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

(4) 施設入所者等向け講習会の実施に関すること

施設入所者等が地域生活を始めるうえで必要な知識や社会的常識等の獲得、生活技能等の修得ができるよう、社会常識等を学ぶためのテキストを用いる等して講習会を実施する。

(5) 施設等職員向け研修会の実施に関すること

社会的養護経験者等が抱える課題等を的確に理解し、効果的な支援を実現するため、施設及び事業所職員に対し、相互理解を深めるとともに、それぞれの相談支援機能の強化を図る研修等を実施する。

(6) 関係機関との連絡調整に関すること

事業対象者が入所又は退所した施設をはじめ、事業運営にあたり必要な関係機関

と調整を行う。

(7) 心理療法支援（事業追加対象）

対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、精神科医や公認心理師等の心理療法担当職員を配置すること。

(8) 法律相談支援（事業追加対象）

金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

(9) 一時避難のかつ短期間の居場所の提供（事業追加対象）

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに居場所の提供を伴う支援を行うものであり、社会的養護経験者等が一時的に滞在できる設備を整え、状況が安定するまでの間、居住支援、日常生活支援等を行う。

(10) その他

前各号に掲げるもののほか、この事業の目的の達成に必要と認められる事業の対象となる子どもが抱える様々な困難への対処を含む支援等を行う。

4 事業実施箇所

指定管理者は、中央青少年活動センターにおいて以下の設備を備える場所を確保し、事業を行うものとする。なお、この事業の実施に支障が生じない場合は、他の事業と兼用することは差し支えない。

(1)事務室

(2)相談室

(3)対象者が相互交流ができる設備

(4)その他、事業を実施するために必要な設備

ただし、3(1)(4)(9)に掲げる事業を実施する場合には、その内容及び目的に応じた適切な場所で実施することができるものとする。

5 実施体制

利用者からの相談への対応や、必要な支援の実施に対応するため、支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員、就労相談支援員を配置する必要がある。それぞれの具体的な要件は以下のとおり。

(1)支援コーディネーター（管理者）

社会的養護自立支援拠点事業所の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者

ウ 京都市長が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(2)生活相談支援員

居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

第 43 条各号のいずれかに該当する者（児童指導員の資格を有する者）

イ 京都市長が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(3)就労相談支援員

適切な相談・助言や情報の提供等の支援により就労相談その他必要な支援を行う者であって、京都市長が適当と認める者とする。

(4)心理療法支援担当職員（事業の追加時に配置）

対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、精神科医や公認心理師等の心理療法担当職員を配置すること。

(5)法律相談支援担当職員（事業の追加時に配置）

対象者が金銭トラブル、契約トラブル等を抱えている場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

6 その他

- (1) 事業所の職員は、対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築にも努めること。また、事業所は、対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講ずること。
- (2) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、法第 34 条の 7 の 2 第 5 項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施すること。
- (3) 関係機関で情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。
- (4) 支援終了後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。
- (5) 対象者が京都市内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。
- (6) 対象者が京都市外に転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。
- (7) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を行う際、対象者が未成年者の場合は、親権者へ連絡した上で支援を実施することが望ましいが、親権者への連絡に当たっては、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

ただし、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを対象者が強く拒否している場合等においては、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議した上で、対象者にとって安全・安心の確保に最善となる対応を行うこと。